第四　平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十六号（森林法施行令第九条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

一のイからニまでを次のように改める。

イ　国立研究開発法人森林研究・整備機構（旧国立研究開発法人森林総合研究所及び旧独立行政法人森林総合研究所を含む。）

ロ　一般財団法人日本きのこセンター菌蕈研究所（旧財団法人日本きのこセンター菌蕈研究所を含む。）

ハ　一般財団法人日本きのこ研究所（旧財団法人日本きのこ研究所を含む。）

ニ　一般社団法人日本森林技術協会（旧社団法人日本森林技術協会を含む。）

第五　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十三号（国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令等の規定に基づき農林水産大臣が別に定める支払方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第一号中「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に、「第五条」を「第四条」に、「第十一条」を「第十条」に、「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に、「研究所」を「機構」に、「研究所が納める」を「機構が納める」に改め、第二号中「第十五条」を「第十四条」に改め、同号アからウまでの規定中「研究所」を「機構」に改める。

第六　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十五号（国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令等の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める等の件）の一部を次のように改正する。

「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に、「第五条」を「第四条」に、「第十一条の」を「第十条の」に、「第十五条」を「第十四条」に改め、一中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第九条第三項」を「附則第八条第三項」に、「附則第十一条第三項」を「附則第十条第三項」に、「附則第十二条第三項」を「附則第十一条第三項」に改める。

第七　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十六号（国立研究開発法人森林総合研究所法附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法第二十一条第一項の規定により賦課徴収する賦課金の総額の各受益者への割振りの基準を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第一項中「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に、「第五条」を「第四条」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、第四項中「研究所」を「機構」に改める。

第八　次に掲げる告示の規定中「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に改める。

一　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十七号（国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令第一条の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法施行令第十七条第三項の規定に基づく元利均等半年賦支払に係る賦課金及び負担金の据置期間を定める等の件）第一項

二　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十九号（国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令第一条の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法施行令第十八条第一項第一号イ(2)及び第二号イ(2)の規定に基づく農林水産大臣が定める率を定める等の件）第一項

第九　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十八号（国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令第一条の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法施行令第十七条第三項の規定に基づく農林水産大臣が定める率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に、「第五条」を「第四条」に、「第十一条」を「第十条」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第九条第二項」を「附則第八条第二項」に、「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に、「森林総合研究所債券」を「森林研究・整備機構債券」に、「国立研究開発法人森林総合研究所が定める」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が定める」に改める。

第十　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百三十号（国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令第五条の規定によりなおその効力を有する旧独立行政法人緑資源機構法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令第五条」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令第四条」に改める。

第十一　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百三十一号（独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づく国立研究開発法人森林総合研究所に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一号中「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「）附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項及び第十二条第一項の」を「。以下「機構法」という。）第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する」に改め、第二号中「研究所」を「機構」に改め、同号の次に次の附則を加える。

附　則

機構法附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項の規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第一号中「これに附帯する業務」とあるのは、「これに附帯する業務並びに附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する業務」とする。

第十二　国立研究開発法人森林総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第千九百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

第一条中「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に、「研究所が」を「機構が」に改める。

第二条中「研究所」を「機構」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。